

平成24年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（平成27年3月31日現在）

1. 監査のテーマ

出資団体に係る財務に関する事務の執行について

2. 監査の実施期間

平成24年7月1日から平成25年1月28日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課（室）別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	19件	19件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	37件	53件

※監査の意見に対し、担当課（室）が複数ある場合があるため、報告件数と担当課（室）別件数は合致しません。

4. 対応状況

(1) 監査の結果及び意見に対する担当課（室）別の対応状況は下記のとおりです。（※講じた措置の内容等は別紙「平成24年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり）

担当課（室） （監査対象出資団体）	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
総務部行政総務室	0	0	0	0	0	0	6	6 (100%)	0	0	0	0
人権文化部人権政策室	8	8 (100%)	0	0	0	0	16	16 (100%)	0	0	0	0
（国際交流協会）	3	3 (100%)	0	0	0	0	11	11 (100%)	0	0	0	0
（男女財団）	5	5 (100%)	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0
都市計画推進部まちづくり総務室 （住宅協会）	6	5 (83.3%)	0	1 (16.7%)	0	0	9	7 (77.8%)	2 (22.2%)	0	0	0
都市計画推進部市街地整備課 （豊中都市管理）	0	0	0	0	0	0	8	7 (87.5%)	1 (12.5%)	0	0	0
教育委員会スポーツ振興課 （スポーツ事業団）	5	5 (100%)	0	0	0	0	14	14 (100%)	0	0	0	0
合 計	19	18 (94.7%)	0	1 (5.3%)	0	0	53	50 (94.3%)	3 (5.7%)	0	0	0

（凡例）

措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。

対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。

不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。

未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。

相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

(2) その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

(平成 27 年 3 月 31 日現在 対応中のもの)

監査の結果又は意見の概要	担当課（室）
住宅協会の役割の整理について	まちづくり総務室
住宅協会の役割の見直しにあたって	まちづくり総務室
商業床賃貸事業について	市街地整備課

5. その他

担当課（室）とは監査の結果及び意見に対し、措置を講じる課（室）のことです。また、出資団体に対する監査の結果報告に伴う措置については、出資団体との連絡調整を所管する課（室）が当該団体から措置等の状況を聴き取り、担当課（室）として報告しています。

なお、出資団体について本報告書において下記のとおり表記しています。

正式名称	本報告書における表記
公益財団法人とよなか国際交流協会	国際交流協会
財団法人とよなか男女共同参画推進財団	男女財団
一般財団法人豊中市住宅協会	住宅協会
豊中都市管理株式会社	都市管理
公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団	スポーツ事業団

平成24年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(平成26年9月18日～平成27年3月31日)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況(平成27年3月31日現在)	進捗状況
出資団体全般に係る事項								
2	20ページ	補助金、負担金について	市の「出資法人見直し指針」では、「団体の運営経費に対する補助金については、原則として交付しない」としている。一方、住宅協会の事業運営費補助金及びスポーツ事業団の人員費負担金は人員費を対象とするもので、実質的には運営費補助に該当するのではないかと考える。したがって、提出する必要性及び根拠を明確にする必要がある。	○		まちづくり総務室	公益上の必要性が認められる事業として特定優良賃貸住宅事業に対する補助を行っていますが、当該事業において空家損失が発生し、現在その空家損失への補償の代替として、事業に要する人員費相当額を補助しています。この間、空家損失に対する補償のあり方について検討を進めてきましたが、補助対象経費を特定優良賃貸住宅事業のうち、人員費、支払家賃、支払駐車場使用料、及び支払共益費を除いたものとし、毎年度予算の範囲内として交付するよう改正します。平成27年4月1日付けで要綱を改正し、平成27年度より実施します。	措置済
						スポーツ振興課	補助金交付要綱を平成27年4月に改正することとし、スポーツゴミ拾いや地域団体への運動指導等、地域や関係団体と交流し、地域に貢献する事業を補助対象として明確化し、平成27年度より実施します。また、指定管理者として行う事業と財団として自主的に行う事業との領域の明確化を図りました。	措置済
住宅協会								
33	70ページ	補助対象の見直しについて	平成23年度において事業運営費補助金の対象職員は再任用職員3人となっているが、補助対象事業は住宅協会の一般職員も担当している。業務への従事割合等を勘案し、補助対象事業に関する人員費を算定する必要がある。 市は、事業運営費補助金の補助対象事業及び補助対象経費について、事業の実態に応じて見直す必要がある。	○		まちづくり総務室	(再掲)公益上の必要性が認められる事業として特定優良賃貸住宅事業に対する補助を行っていますが、当該事業において空家損失が発生し、現在その空家損失への補償の代替として、事業に要する人員費相当額を補助しています。この間、空家損失に対する補償のあり方について検討を進めてきましたが、補助対象経費を特定優良賃貸住宅事業のうち、人員費、支払家賃、支払駐車場使用料、及び支払共益費を除いたものとし、毎年度予算の範囲内として交付するよう改正します。平成27年4月1日付けで要綱を改正し、平成27年度より実施します。	措置済
34	70ページ	補助の見直しについて	見直し指針において、市の取り組みとして、補助・助成金の見直しが掲げられている。そこでは、団体の運営経費に対する補助金については、原則として交付しないとされている。 したがって、市は、補助対象事業及び補助対象経費の見直しに加え、事業運営費補助金そのものについても、見直し指針に従い見直す必要がある。	○		まちづくり総務室	(再掲)公益上の必要性が認められる事業として特定優良賃貸住宅事業に対する補助を行っていますが、当該事業において空家損失が発生し、現在その空家損失への補償の代替として、事業に要する人員費相当額を補助しています。この間、空家損失に対する補償のあり方について検討を進めてきましたが、補助対象経費を特定優良賃貸住宅事業のうち、人員費、支払家賃、支払駐車場使用料、及び支払共益費を除いたものとし、毎年度予算の範囲内として交付するよう改正します。平成27年4月1日付けで要綱を改正し、平成27年度より実施します。	措置済
豊中都市管理								
39	85ページ	市営駐車場の立替取得に係る借入金の金利について	豊中都市管理は借入金により調達した資金により市営駐車場の土地等を立替取得している。 当該借入契約については、市の損失補償が付与されており、金融機関にとっては、一定のリスク低減が見込まれるのであるから、短期プライムレートに上乘せられているリスクプレミアム相当分(1%)の引き下げについて、金融機関との交渉を行う余地があるのではないかと考える。	○		市街地整備課	金利の引き下げについて市、豊中都市管理、金融機関の三者による意見交換を行いました。この結果、20年間の長期融資であるなどの融資条件の特殊性や現行の金利水準等を踏まえ、市として引き続き当時の契約内容を継続することとしました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課(室)	措置の内容又は対応の状況(平成27年3月31日現在)	進捗状況
スポーツ事業団								
54	111ページ	負担金及び補助金の見直しについて	<p>平成23年度において、市OBの給与相当額に対する負担金として5,150千円が拠出されている。平成24年度より事業費補助に変更になったとはいえ、交付された補助金の額は、結果的に、平成23年度の負担金と同額である。</p> <p>今後、スポーツ推進ビジョン等を策定し、スポーツ事業団に期待する役割等を明確化した際には、それらと整合するよう、補助対象事業、拠出する必要性、金額的根拠及びその効果について改めて見直すことが望ましい。</p>		○	スポーツ振興課	補助金交付要綱を平成27年4月に改正することとし、スポーツゴミ拾いや地域団体への運動指導等、地域や関係団体と交流し、地域に貢献する事業を補助対象として明確化し、平成27年度より実施します。また、指定管理者として行う事業と財団として自主的に行う事業との領域の明確化を図りました。	措置済